

綿 ス フ 織物情報

2020年(令和2年) 2月号 Vol. 1847

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679
URL: <http://www.jcwa-net.jp/>

主 な 内 容

日本繊維産業連盟総会・綿工連平松会長が意見表明／綿工連傘下3産地素材展開催／ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付要綱(参考)／中小企業等に対する時間外労働の上限規制の適用に向けて／雇用調整助成金／令和元年自主行動計画フォローアップ調査結果／EPA・TPPの動向／特許公開情報

●日本繊維産業連盟総会・綿工連平松会長が意見表明

1月17日(金)、東京港区の東京プリンスホテルにおいて日本繊維産業連盟の総会が開催された。当日は、経済産業省製造産業局から春日原審議官、杉浦生活製品課長の出席があった。最初に鎌原織産連会長と春日原審議官の挨拶があり、織産連の決算・予算(案)、活動報告、活動方針(案)等が説明され、その後杉浦課長の「繊維産業の現状と経済産業省の取組み」と題した講演が行われた。会議終了後は賀詞交換会が開催された。

なお、総会では綿工連平松会長が意見表明を行い、昨年後半以降リーマンショック以来といわれる厳しい現況と、要望事項として改正入管法での新しい在留資格である特定技能1号対象業種に繊維業の導入、事業所税の廃止を含めた見直し、高年齢雇用継続給付金の継続、雇用調整助成金の要件緩和を要望した。

●綿工連傘下3産地素材展開催

1月29日(水)－30日(木)に北播磨地場産業開発機構主催の「播州織総合素材展2020」が秋葉原の“アキバスクエア”において開催され、綿工連傘下企業も出展した。

また、2月6日(木)－7日(金)、大阪中央区の綿業会館において、滋賀の高島織物工業協同組合主催「第34回ビワタカシマ2021年春夏素材展」が開催される。「遠州織物Collection」は2月20日(木)－21日(金)に渋谷の文化ファッションインキュベーションで開催される。

綿工連主催の「第8回綿織物産地素材展」は3月12日(木)－13日(金)、渋谷の文化ファッションインキュベーションで開催の予定。

●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付要綱(参考)

中小機構は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する働き方改革、賃上げなどの制度変更に対応するため、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とした「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(2019年度補正予算案)」を実施する事務局の公募を行っているが、参考資料として中小企業・小規模事業者が申請するにあたっての「交付要領(参考)」を発表した。

なお、2019年度の補正予算案は衆参両院で可決され1月30日に成立。2月14日の事務局公募締切り後準備が整い次第、本補助金の公募も開始の見込み。

○中小機構HP https://www.smrj.go.jp/org/info/solicitation/2019/favgos0000009ybj-att/20200120_kobo01_02.pdf

●中小企業等に対する時間外労働の上限規制の適用に向けて

働き方改革関連法の施行により、大企業においては2019年4月から、中小企業においては本年4月1日以降、時間外労働の上限規制の導入等の措置がなされることとなる。

厚生労働省労働基準局では、中小企業等に対する時間外労働の上限規制の適用に向けて中小企業向けの「時間外労働の上限規制“お悩み解決”ハンドブック」を作成、周知に努めている。

○厚労省「時間外労働の上限規制お悩み解決ハンドブック」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000567480.pdf>

●雇用調整助成金

「雇用関係助成金」のうち、「雇用調整助成金」は休業、教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持するもの。景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することによって従業員の雇用を維持した場合に助成される。

休業等の判定基礎期間の初日(出向の場合は出向開始日)が2019年8月1日以降にある場合の本助成金の支給額算定において、助成額単価の上限額となっていた雇用保険の基本手当日額の最高額が従前の8,260円から8,335円に見直された。

○雇用関係助成金支給要領(厚労省 HP・2019年10月改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000551819.pdf>



雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間(賃金締め切り期間)の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上(*)増加していないこと。
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。(計画届とともに協定書の提出が必要)
- 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆(裏面イメージ参照)

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめどに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

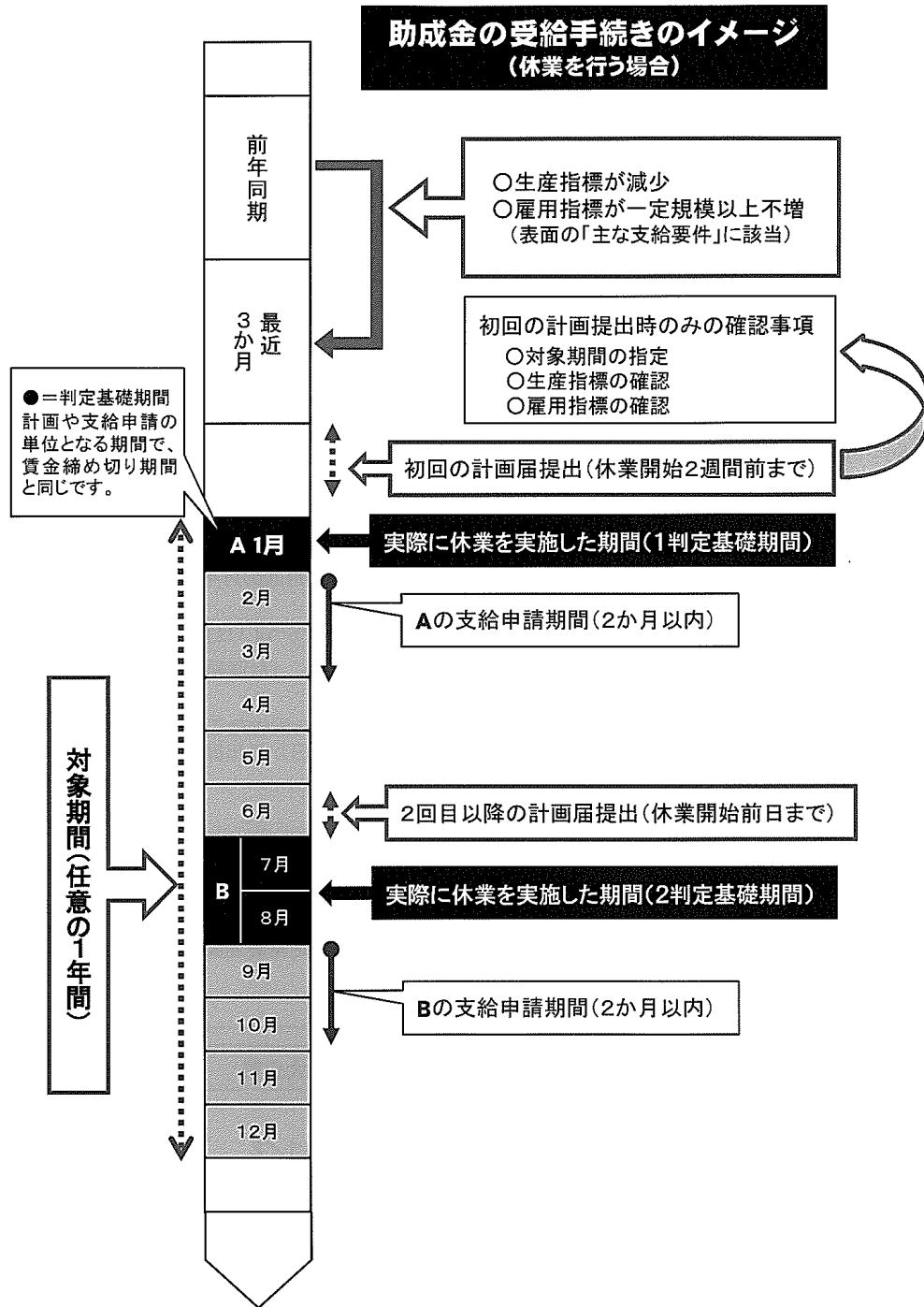
助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人あたり 8,335円が上限です。(令和元年8月1日現在)	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	(1人1日当たり) 1,200円	

※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL010801企01



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



●令和元年(2019年)度自主行動計画フォローアップ調査結果

「下請等中小企業の取引条件改善」に向けて各業界団体が策定した「自主行動計画」について、令和元年度の取組の進捗状況についてのフォローアップ調査結果が12月27日公表された。

また、2017年より下請Gメンによる下請中小企業へのヒアリング調査を実施しているが、令和元年度の調査結果についても取り纏められた。

○自主行動計画フォローアップ調査結果概要

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191227006/20191227006-1.pdf>

3-①. 自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種（8業種29団体）が9～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点三課題について、今年度の結果はいずれも改善。
- 特に、②型管理の適正化[型の返却・廃棄の促進]は、発注側で大きく改善。
- 一方、発注側・受注側の認識のズレは、各課題で依然として埋まらず、今後の課題。
※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。
(回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかった（未実施）の3択）
- 認識のズレの解消等を目的に、本年度より、取引問題小委員会(11/27,12/9)にて、策定業界団体が一堂に会し、公開の場で調査結果等について議論。結果を踏まえて、対策検討・計画改訂を要請。

<重点三課題 改善割合>

設問	発注/受注	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①不合理な原価低減要請を行わない/受けていない ※「実施済」と答えた企業の割合	発注	81%	81%	86%
	受注	40%	51%	56%
②-1型管理の適正化(※1) 型の返却・廃棄の促進(※「概ねできた」と答えた企業の割合)	発注	39%	39%	50%
	受注	23%	15%	18%
②-2型管理の適正化(※1) 型の保管費用の発注側負担(※「概ねできた」と答えた企業の割合)	発注	32%	40%	44%
	受注	17%	13%	14%
③-1下請代金をすべて現金で 支払っている/受け取っている	発注	49%	53%	57%
	受注	26%	28%	30%
③-2下請代金支払の手形等のサイトが60日以内	発注	14%	13%	18%
	受注	10%	12%	14%

※ ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計のみ除外。

3

3-②. 調査結果の概要 (業種別①)

業種	フォローアップ結果 (対前年度比)
自動車	<ul style="list-style-type: none"> 「原価低減要請の改善」、「型管理の適正化」ともに、全社(14社)が実施済。 「支払条件」について、現金比率については、10社がすべて現金払いであるが、昨年から変化なし。手形サイトについては一部改善。 また、大企業間取引では、すべて現金払いは0社。
自動車部品	<ul style="list-style-type: none"> 「原価低減要請の改善」について、発注・受注ともに、一部実施を含めると、9割以上が実施。 「型管理の適正化」について、発注・受注ともに、昨年と比較して、改善傾向。 「支払条件」について、受注側のすべて現金払いは2割から3割と着実に改善。手形サイトについても、受注側は60日以内の割合が18%から28%へ改善。
素形材	<ul style="list-style-type: none"> 「原価低減要請の改善」について、一部実施を含めると、発注側では、10割近くが実施。 「型管理の適正化」について、発注・受注ともに、一部実施を含めると大きく改善。 「支払条件」について、現金比率、手形サイトともに、昨年と比較して、ほぼ横ばい。
繊維	<ul style="list-style-type: none"> 不合理な業界慣行である「歩引き」については、昨年と比較して、完全廃止が発注側で68%→76%、受注側で41%→47%と上昇。 「在庫保管コストの協議」について、受注側で、一部実施を含め微増。 「支払条件」について、手形サイトは、発注・受注ともに、「90日以内」が約5割～6割となっている。
電機・情報通信機器	<ul style="list-style-type: none"> 「原価低減要請の改善」は、発注側は約9割が実施済、受注側は約7割が実施済。 「型管理の適正化」について、発注・受注ともに、一部実施を含めると、7割以上が実施。 「支払条件」について、すべて現金払いの回答は、発注・受注ともに増加傾向。
情報サービス・ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> 「原価低減要請の改善」について、発注・受注ともに、昨年同様9割以上実施と高い数値。 「重層的に下請けさせる取引の自粛」について、9割が実施済と回答。 「契約外・仕様外で委託先に業務を負わせない運用の徹底」について、10割近くが実施済。 「支払条件」について、すべて現金払いの回答は、発注側で約10割を占める。

4-①. 単価の決定・改定に係る合意事項

※設問18：労務費、原材料価格、エネルギー価格を「取引対価に反映できたか」という設問に対して、「概ね反映できた」「一部反映できた」「あまり反映できなかった」の回答項目を設置。

＜適用する単価の決定・改定に係る合意状況(業種別)＞

業種	発注側								
	労務費			原材料価格			エネルギー価格		
	概ね反映出来た			概ね反映出来た			概ね反映出来た		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全体	53%	57%	68%	77%	69%	77%	56%	55%	68%
自動車	21%	18%	43%	100%	100%	100%	71%	86%	100%
自動車部品	44%	42%	62%	84%	79%	86%	53%	44%	63%
素形材	26%	36%	54%	62%	67%	82%	35%	39%	58%
繊維	51%	57%	65%	47%	56%	60%	45%	52%	59%
電機・情報通信機器	70%	76%	81%	81%	85%	94%	74%	74%	85%
情報サービス・ソフトウェア	83%	81%	80%	22%	75%	79%	13%	68%	69%
産業機械	-	71%	76%	-	80%	86%	-	76%	80%
工作機械	-	47%	80%	-	71%	88%	-	47%	78%
建設機械	55%	64%	62%	67%	80%	71%	65%	73%	74%
半導体製造装置	-	-	74%	-	-	74%	-	-	65%
航空宇宙	-	-	100%	-	-	100%	-	-	100%
小売	-	71%	77%	-	68%	84%	-	57%	81%

業種	受注側								
	労務費			原材料価格			エネルギー価格		
	概ね反映出来た			概ね反映出来た			概ね反映出来た		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全体	12%	20%	27%	35%	36%	37%	13%	21%	27%
自動車部品	11%	15%	22%	57%	43%	22%	14%	16%	23%
素形材	8%	13%	17%	31%	39%	43%	11%	16%	20%
繊維	26%	28%	33%	26%	29%	34%	25%	27%	32%
電機・情報通信機器	32%	46%	46%	28%	39%	56%	32%	43%	48%
情報サービス・ソフトウェア	51%	49%	62%	17%	47%	73%	8%	43%	60%
産業機械	-	45%	47%	-	50%	47%	-	50%	44%
工作機械	-	22%	35%	-	17%	13%	-	22%	13%
建設機械	18%	54%	17%	18%	62%	17%	20%	50%	17%
半導体製造装置	-	-	50%	-	-	17%	-	-	17%
小売	-	-	88%	-	-	75%	-	-	86%



○下請中小企業ヒアリング調査結果(経産省HP)

1. 下請中小企業ヒアリング調査結果概要

- 2017年から下請Gメン(取引調査員)を配置し、現在120名体制で、全国各地で年間4,000件超の下請等中小企業を訪問して親事業者等との取引実態についてのヒアリングを実施。
- 今年度は4月から10月まで、2,960件のヒアリングを実施。
- 2017年1月から2019年10月までの累計では10,562件。
- 今年度より、自主行動計画策定業種の拡大に伴い、半導体製造装置産業や航空宇宙工業、関係省庁と連携して放送コンテンツ業、トラック運送業等へのヒアリングを実施中。

業種別 (最終取引上位業種により分類、下請事業者の判断による)

業種	件数	割合	業種	件数	割合
自動車	562件	19.0%	産業機械等	413件	14.0%
電機・情報通信機器	281件	9.5%	流通	129件	4.4%
半導体製造装置	78件	2.6%	工作機械	77件	2.6%
情報サービス・ソフトウェア	68件	2.3%	建設機械	66件	2.2%
繊維	59件	2.0%	素材材	30件	1.0%
航空宇宙	17件	0.6%	その他の製造業	658件	22.2%
その他の非製造業	427件	14.4%	不明等	95件	3.2%

取引の階層別

ティア	件数	割合
一次下請	1,641件	55.4%
二次下請	1,014件	34.3%
三次下請	193件	6.5%
四次下請以下	136件	1.2%
不明	76件	2.6%

資本金別

資本金	件数	割合
1億円超	49件	1.7%
5000万円超～1億円以下	358件	12.1%
1000万円超～5000万円以下	1,178件	39.8%
1000万円以下	1,375件	46.5%

1

繊維

【凡例】○:よい事例、▲:問題のある事例

価格決定

○親事業者はティア1であり、ティア0になかなか価格転嫁できないために当社の値上げ要求を認めてくれないことが多かったが、先日、労務費上昇分の値上げを認めてくれた。

▲最近では、外注先の加工賃・原材料・エネルギー費全てが値上がりしているが、製品価格に反映してもらえない。

支払条件

▲歩引きは現在も続いており、年間6～7百万円になる。繊維業界全体の慣習で、当社も親事業者として下請に対し歩引きを行っている。

▲サイト150日の手形払いがある。サイトを短縮してもらいたいが、当社からは言えない。

▲締切から90日後の現金払いであり、割引できずに90日待つしかないため非常に困っている。2年前に口頭で資本金を増資すると言われ、下請法対象外にしたうえで、この支払条件に変更された。

コスト負担(型等)

▲一方的に納期を先延ばしにされ、2～3カ月の間自社の倉庫に無償で保管させられるうえ、代金も倉庫から出荷して初めて支払われるため資金繰りに困っている。

働き方改革・その他

▲今年になってから、親事業者が本来自ら行うべき業務(社内で使う資料作成)を下請業者に振ってくるようになった。一部は断っているが、受けざるを得ない。

12

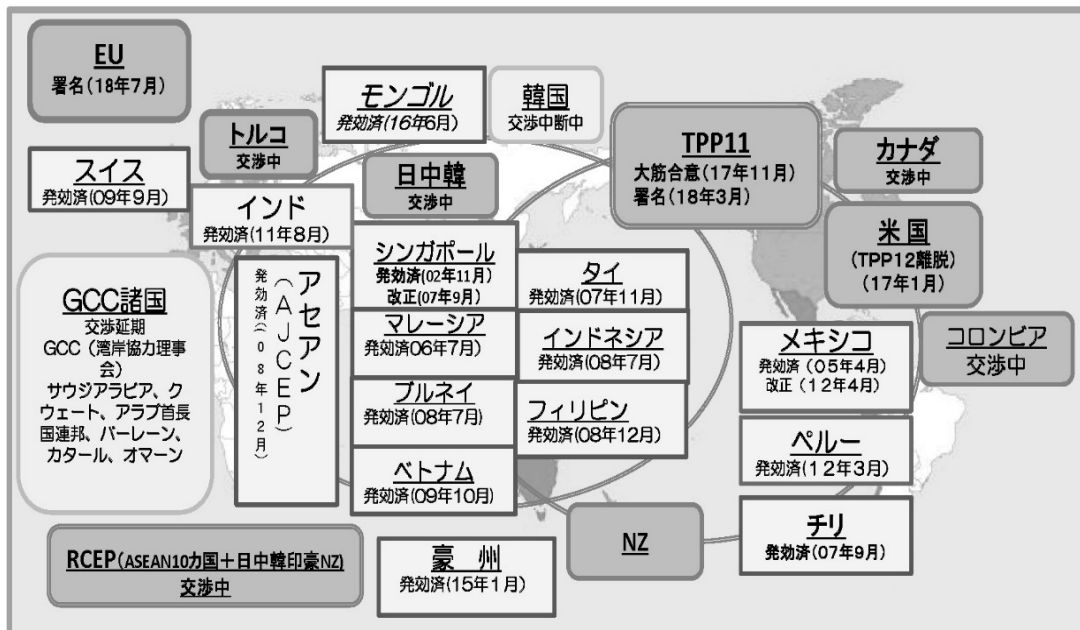
<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191227006/20191227006-3.pdf>

EPA(経済連携協定)／TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

●我が国のEPAへの取組状況

我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国1地域)： シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 大筋合意等： TPP11(大筋合意)18年3月に署名、TPP12(16年2月署名、米国17年1月離脱)、日EU(大枠合意、交渉妥結)18年7月に署名
- 交渉中(3カ国、4地域)： RCEP、日中韓、AJCEPサービス・投資章(実質合意)、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域)： 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力)



TPP11参加国：カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱：2017年1月)



EPA(経済連携協定)の現状(発効済・署名済)

○これまで20か国と18の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。

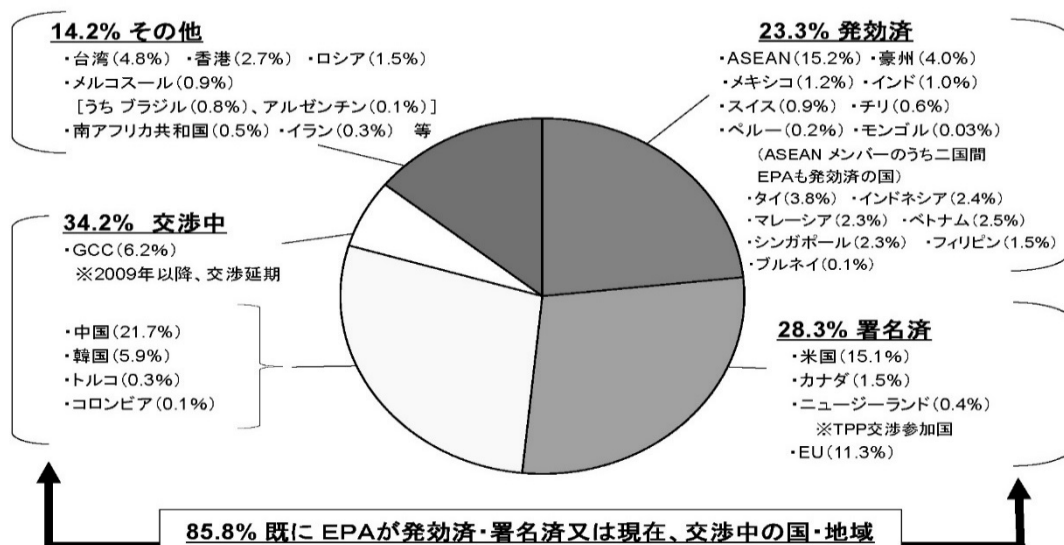
◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
シンガポール	◆(1月)	★(11月)					△(3月)										
メキシコ		◆(11月~)	★(9月)	★(4月)							△(9月)						▲(4月)
マレーシア			◆(1月~)		★(12月)	★(12月)											
チリ					◆(2月~)	★(3月)	★(9月)										
タイ			◆(2月~)			★(4月)	★(11月)										
インドネシア					◆(7月~)	★(8月)	★(7月)										
ブルネイ					◆(6月~)	★(6月)	★(7月)										
ASEAN全体 (AJCEP)(注)		◆《物品貿易等》(6月~)			★(4月)	★(12月)				◆《サービス・投資》(10月~)							
フィリピン		◆(2月~)	★(9月)			★(12月)											
スイス					◆(5月~)	★(9月)											
ベトナム					◆(1月~)	★(12月)											
インド					◆(1月~)	★(10月)					◆(2月)	★(10月)					
ペルー						◆(5月~)	★(5月)	★(3月)									
豪州					◆(4月~)								★(7月)	★(1月)			
モンゴル										◆(6月~)	★(2月)	★(6月)					
TPP12												◆(7月~)	★(2月)				
TPP11																◆(5月~)	★(9月)
EU														◆(4月~)			★(7月)

(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等については、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で発効し、全ての参加国間で発効済。また2010年10月より、サービス章・投資章について交渉開始し、2013年12月にルール部分において実質合意。残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセスについて現在交渉中。

日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2018年7月時点)

(2017年貿易額ベース)



【参考】主要国のFTA比率(注)

日本:51.6%、米国:47.2%、EU:32.8%、韓国:68.2%、中国:38.7%

(注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典) 日本は財務省貿易統計(2017年確報値)(2018年3月)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics(2017年4月)。

日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

図表5 自己証明方式の比較

	豪州EPA	TPP CPTPP	EU-EPA
証明者	輸入者、輸出者、生産者		
様式	不問(日豪:税関提示サンプルあり)		規定
記載事項	①証明者:名前、住所(国名)、輸入者、輸出者、生産者のいずれか ②製品の名称、HSコード(6桁)、インボイス番号(1次利用) ③利用した原産地基準 ④(数次利用の原産地証明書)有効期間(最長12カ月) ⑤署名及び日付、宣誓文		
使用言語	英語		(日本語可)
有効期間	1年(起算日:原産地申告書作成日)		
根拠資料添付	輸入国の規定による(原産地申告書+根拠資料)		
保管期間	5年		4年(輸入者:3年) *電子媒体での保管可
検証	①文書照会 ②立入検査		①文書照会 (無作為抽出含む) ②立入検査

日本関税協会「貿易と関税」2019年4月号

○日EU協定の自己申告原産地証明書について問合せ先

各税関原産地調査官

名古屋税関

電話番号:052-654-4205

メールアドレス: nagoya-gyomu-gensanchi@customs. go. jp

大阪税関

電話番号:06-6576-3196

神戸税関

電話番号:078-333-3097

メールアドレス: kobe-gensan@customs. go. jp

○原産地証明書(税関EPAマニュアル)

P.51-54 (P.51の下方に原産地証明書サンプル)

<http://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf#search=%27%E6%97%A5%EU%E5%8E%9F%E7%94%A3%E5%9C%B0%E8%A8%BC%E6%98%E6%9B%B8%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%27>



○英国の欧州離脱(ブレグジット)の動き

英国政府の欧州連合(EU)離脱案を実行に移すための関連法案が1月10日に下院、22日に上院を通過し、23日にエリザベス女王が裁可し国内で成立した。その後欧州議会の承認を得て、イギリスは1月31日にEUから離脱した。今後2020年末までの移行期間でイギリスとEUは通商協定や安全保障上の取り決めをめぐる交渉を終わらせる必要がある。

日本政府は日系企業への影響を最小化するため透明性、予見可能性、法的安定性の確保を英国、EU双方に働きかけている。また、国内においては、中小企業に対する支援を継続するため「ブレグジット対応サービスデスク」を通じて関税、通関実務、規制対応等についての相談に個別に対応する。

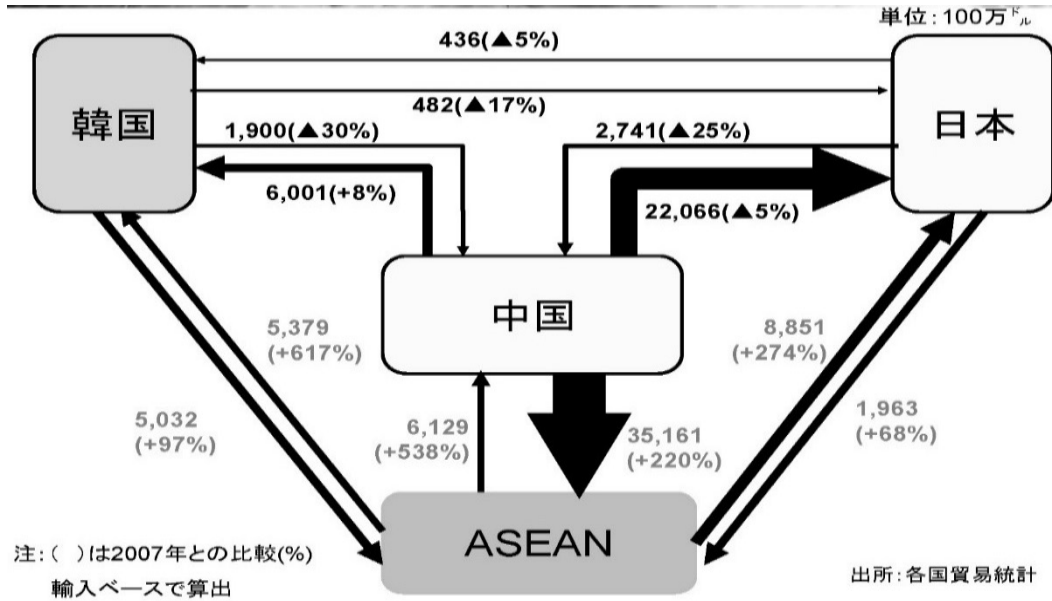
「ブレグジット対応サービスデスク」について

- 英国の「合意なき離脱」に備え、**中堅・中小企業等の対応に万全を期すため、個別企業に寄り添った支援を実施**（関税、通関実務、規制対応、資金繰り相談等）
- 経産省、JETROの職員・専門家を**個別企業担当として貼付け**（約200名体制）、**個別にプッシュ型アプローチを行う。**



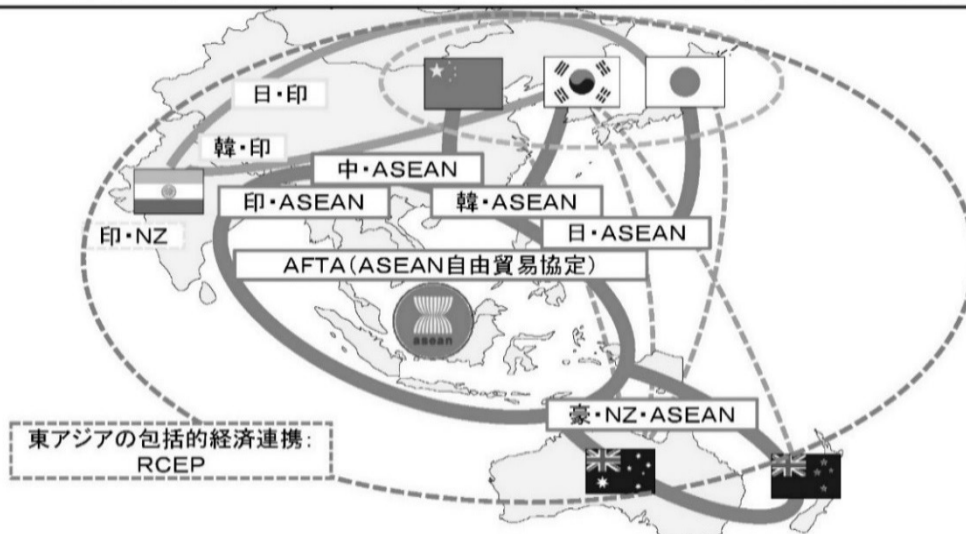
●日中韓経済連携協定について

FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響



東アジアの繊維貿易フロー (2017年)

・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成
 ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり





●日・RCEP経済連携協定について

RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

●日・トルコ経済連携協定について

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html

●日・コロンビア経済連携協定について

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_colombia/index.html

●日・カナダ経済連携協定について

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_canada/index.html

●特許公開情報

2020年1月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2020年1月公開分)

< 1月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2020-000972	(株)不二WPC (株)フリクション	樹脂製メッシュ要素、樹脂製線材及びこれらの表面処理方法
2	特開 2020-002475	帝人(株)	布帛および繊維製品
3	特開 2020-002476	帝人フロンティア(株)	布帛および衣服
4	特開 2020-002485	ニッポン高度紙工業(株)	紙燃糸、紙燃糸の製造方法、及び紙燃糸を用いた織物
5	特開 2020-002520	旭化成(株)	ガラスクロス
6	特開 2020-002969	コスモ工機(株) 横浜ゴムMBジャパン(株) (株)加島	止流プラグ
7	特開 2020-004358	東漢新能源汽車科技有限公司(中国)	繊維配向予測方法、及び装置
8	特開 2020-005576	日本ワイドクロス(株)	遮熱ネット
9	特開 2020-005688	ヨコヅナクリエーション(株)	ボディタオル及びその製造方法
10	特開 2020-006687	ザ ノース フェイス アパレル コーポレーション	複合織物および製造方法
11	特開 2020-007655	旭化成(株)	フィブリル化している再生セルロース繊維及びそれを用いた布帛
12	特開 2020-007667	日本エクスラン工業(株)	三次元捲縮を有する扁平アクリロニトリル系繊維を含有する紡績糸および該紡績糸を含有する編地または織物
13	特開 2020-007674	槌屋ティスコ(株)	クリーニング布
14	特開 2020-012208	東レ(株)	ポリフェニレンスルフィドモノフィラメント並びにそれからなるメッシュ織物およびフィルター
15	特開 2020-012217	日本フェルト(株)	工業用織物
16	特開 2020-012221	(株)三宅デザイン事務所	布地、布製品及び布製品の製造方法



17	特開 2020-012228	積水化学工業(株)	強化繊維束、強化繊維開織織物、および繊維強化複合体、並びにそれらの製造方法
18	特開 2020-012932	凸版印刷(株)	加飾シート
19	特開 2020-015820	東亜合成株式会社 アロン化成株式会社	ホットメルト型接着シート
20	特開 2020-015992	東レ株式会社	異織度異形断面混織ポリアミド糸および繊維製品
21	特開 2020-015995	倉敷紡績株式会社	通気性織物とその製造方法及びこれを用いた衣服
22	特開 2020-016003	帝人株式会社	難燃生地および積層難燃生地および繊維製品
23	特開 2020-016554	タカノ株式会社	感圧センサ
24	特許 6450491	前田工織(株)	工事用シート
25	特許 6454437	東洋紡S T C(株)	複合糸及びこれを用いた織編物
26	特許 6618598	東洋紡S T C(株)	複合糸及びこれを用いた織編物

1月の行事

- 1月10日…………… 織産連監査委員会(東京・繊維会館)
- 1月17日…………… 織産連役員総会・賀詞交換会(東京・東京プリンスホテル)
- 1月29～30日……… 播州織総合素材展(東京・アキバスクエア)

2月以降の行事

- 2月6～7日…………… ビワタカシマ2021春夏素材展 大阪展(大阪・綿業会館)
- 2月21～22日……… 遠州織物コレクション(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 2月28日…………… 綿工連綿's 倶楽部全国交流会(和歌山産地)
- 3月12～13日……… 第8回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 3月30日…………… 綿スフ工連/綿工連/同交会理事会(大阪・綿業会館)
- 5月13～14日……… JFW-Premium Textile Japan 2021S/S(東京国際フォーラム)
- 5月25日…………… 綿スフ工連/綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)

“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。